

清のひとこと——大島清 敬老の日思う



9月21日の敬老の日、町では米寿や白寿、そして金婚を迎えられたご夫婦を総合センターにお招きし、お祝いする敬老会を予定しておりました。しかし、台風25号の関東直撃の予報を受け、皆さまの安全を第一に考え、やむを得ず中止といたしました。心待ちにしてくださいました皆さまのことを思うと苦渋の決断でしたが、どうかご理解いただけますと幸いです。

現在、全国の65歳以上の方は約3,624万人で、人口の約30%を占めており、超高齢社会を迎えています。一方、伊奈町の65歳以上の方は9月1日現在で10,888人、割合は24.2%です。県内市町村で8番目に少ない数字であり、本町は比較的若い町です。

私は、町民の皆さまがいつまでも健やかに長生きできる町を目指しています。人生100年時

代といわれる中で町内の75歳以上の方は6,919人、100歳以上の方は20人で、最高齢は104歳でいらっしゃいます。また、97歳以上の方も63人おられ、あと3年ほどで100歳以上の方が大きく増えることが見込まれます。いつの日か、町の人口の0.1%にあたる45人以上の方が100歳を迎えられるような「長寿の町」を目指したいと願っています。

町では、皆さまの健康づくりを応援するため、ロコラジ体操やいきいき脳力教室など、さまざまな事業を行っています。私も、朝の散歩や軽い体操など、積極的に体を動かすように心掛けています。健康の秘訣は、バランスの取れた食事、適度な運動、そして人との温かな交流だといわれています。ぜひ町のイベントやさまざまな健康事業などに気軽に参加していただき、いつまでも生き生きとご活躍ください。

9月議会定例会

令和8年9月議会定例会は、9月1日に開会し、伊奈町教育委員会の委員の任命についてなど町長提出の議案など21件を原案どおり可決し、9月16日に閉会しました。

なお、令和7年度決算（7件）は決算特別委員会で閉会中に継続審査されることになりました。

主な町長提出議案

●伊奈町教育委員会の委員の任命について

教育委員会の委員の西川智美氏の任期が、令和8年9月30日で満了となるため、同氏を再任命する案を提出するものです。

●伊奈町印鑑条例の一部を改正する条例

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律が施行されたため、多機能端末機での特定在留カードなどを利用した印鑑登録証明書の交付申請を可能とするものです。

●町道路線の認定について（開発行為）

小室字本5441番10地先～小室字本5441番12地先までを新たに町道として認定するものです。

●町道路線の認定について（その他）

小室字精進場10953番地先から中央二丁目14番地先までを新たに町道として認定するものです。

●財産の取得について（AIオンデマンドバス運行車両）

MONET Technologies株式会社から、AIオンデマンドバス運行車両を24,406,669円で購入するものです。

高齢者叙勲 旭日単光章を受章



平田 義雄氏

平田氏は、伊奈町議会議員として長年にわたり地方自治の発展に尽力されるとともに、地域活動にも貢献されました。このたびの受章は、その功績が認められたものです。

第53回

伊奈町駅伝大会



各地区、連盟、職場、サークルなどでチームを組んで奮ってご参加ください。沿道でのたくさんの声援をお願いします。

日 令和9年1月31日（日）

※小雨決行、悪天候の場合は中止

受付：8時～

開会式：8時30分～

発走：9時20分～

閉会式：11時35分～（予定）



種別

- 1 親子マラソンの部（小学1～4年生と保護者のペア）
- 2 小学生の部（5年生以上）
- 3 中学生女子の部
- 4 女子一般対抗の部（16歳以上）
- 5 中学生男子の部
- 6 男子一般対抗の部（16歳以上）
- 7 男子地区対抗の部

参加資格▶町内在住・在勤・在学（半数以上）および町内で活動している団体、町スポーツ協会加入者で完走できる方

※男子の部には女子2名、女子の部には男子1名が参加可能
※小学生の部は、組合せの指定はありません
※チーム全員が高校生以上の陸上部の場合はオープン参加となり、表彰対象外

表彰▶各部とも1～3位は賞状とメダル、4～6位は賞状。各種別に最速賞を設け、第1位に賞状を授与。

※参加チームが10チーム以下の場合は3位まで表彰
※親子マラソンの部には表彰はありません
※全員に参加賞を贈呈

申・問 12月2日（水）17時（必着）までに二次元コードまたは生涯学習課 内 2544 窓口へ
※申込用紙は生涯学習課で配布しています

こども性暴力防止法が スタートします



▲「こまろう」マーク（こども性暴力防止法の事業者マーク）

こども性暴力防止法

令和6年6月に成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）」が12月25日に施行され、こどもに教育・保育を行う事業者に対して、性暴力を防ぐ取り組みが求められるようになります。

- こどもたちが保育などを受ける場所、勉強やスポーツなどを教えてもらう場所などが、こども性暴力防止法の対象になります。
- すべての事業者には義務付けられているものと、認定を受けることで対象になるものがあります。

■教育・保育などを行う事業者の方へ

従事者に性犯罪前科の有無を確認する必要があります。性犯罪前科が確認された場合には、配置転換などの雇用管理上の措置が求められます。制度開始後のトラブル防止のため、制度開始前の採用選考時点から、誓約書などで求職者の性犯罪前科の有無をご確認ください。



事業者向けリーフレット▶

■従事者の方へ

こどもに接する現場で働く方は、性犯罪前科の有無の確認が必要になります。性犯罪前科があると、こどもに接する業務につくことができなくなります。



従事者向けリーフレット▶

国の「認定」を受けた事業者が法律で定める性暴力防止の取組を行う（認定は任意）

学校	認可外保育所
認可保育所	放課後児童クラブ
認定こども園	学習塾
児童福祉施設	スポーツクラブ
など	など

※対象となるには要件を満たす必要があります
（こども家庭庁資料より抜粋）



▲こども家庭庁ホームページ